

陸前高田都市計画用途地域の変更（陸前高田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種中高層住居専用地域	約97ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	41.8%
第一種住居地域	約90ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	38.9%
近隣商業地域	約6.8ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	2.9%
商業地域	約20ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	8.6%
準工業地域	約18ha	20/10以下	6/10以下 8/10以下	—	—	—	7.8%
合 計	約232ha	—	—	—	—	—	100.0%

種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。

理 由

東日本大震災による甚大な被害を受けた今泉地区において、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る土地利用計画の変更に合わせて、陸前高田市震災復興計画に基づく調和のとれた良好な市街地の形成をめざすため、本案のとおり変更するものである。